

東北バスケットボール協会表彰規程

東北バスケットボール協会は、本協会並びに本地域のバスケットボールの発展を目的とし、以下に定めるところにより表彰を行う。

1 表彰の種類

(1) 役員功労賞 (2) 指導者功労賞 (3) 特別功労賞 (4) その他の表彰

(1) 役員功労賞

- イ 本協会の役員を務め、協会運営のため尽力した者で、役員を退いた者に表彰楯を贈る。但し、重複表彰の制限はしない。
- ロ 第1回定例理事会で表彰を行う。
- ハ 被表彰者が生じた時は、当該県協会・当該連盟より、第1回理事会前までに速やかに書面をもって本協会事務局に申請する。

(2) 指導者功労賞

- イ 本地域または各県代表として、全国大会に参加し、優勝の実績を残したチームの指導者を表彰する。但し、国体については対象としない。
- ロ その事実が生じた場合、本協会が主催する直近の大会または直近の理事会で表彰する。
- ハ 被表彰者が生じた場合の手続きは、その都度当該県協会・当該連盟から速やかに本協会事務局に申請する。

(3) 特別功労賞

- イ チームの指導者として顕著な実績を残した場合、他の表彰と性格を異にして表彰を行う。
- ロ その事実が生じた場合、本協会が主催する直近の大会または直近の理事会で表彰する。
- ハ 被表彰者が生じた場合の手続きは、その都度当該県協会・当該連盟から速やかに本協会事務局に申請する。

(4) その他

付 記

- ① 表彰の対象期間は原則として年1回とする。
- ② 役員功労賞選考基準
 - ・3期6年以上在任した役員（各県会長は2期4年以上在任）
 - ・2年以上在任した理事長、審判長、書記
- ③ 特別功労賞選考基準
 - ・年度内三冠王を達成した場合。
 - ・オリンピック等に出場した場合。
 - ・その他必要と認めた場合。

本規程は、昭和50年9月14日より実施する。

本規程は、平成9年6月20日より一部改正により実施する。

本規程は、平成11年6月25日より一部改正により実施する。

本規程は、平成26年11月8日より一部改正により実施する。

本規程は、令和元年6月22日より一部改正により実施する。

本規程は、令和2年6月27日より一部改正により実施する。

本規程は、令和5年6月24日より一部改訂により実施する。